



★プラスワン解説★

代理人による手続きの場合は、本人確認書類で名義人だけでなく、代理人の本人特定事項を確認することが必要です。加えて代理人が口座開設するお客様のために取引の任にあたっていること（代理権）の確認をする必要もあります。

例えば同居の親族または法定代理人が手続きに来ているのであれば、口座名義人と代理人の本人確認書類で、住居と姓が同一であることを確認します。その他、口座名義人への直接の電話や、委任状による確認も必要です。

仮に代理人に疑いがある場合などは、取引を断るという対応も必要です。



★プラスワン解説★

②③の取引において、自行車と取引があるお客様の場合には、取引時確認済みかを確認します。具体的には、通帳・届出印・キャッシュカード等の提示、お客様と金融機関しか知り得ない情報（例えば暗証番号など）の申告、面識の有無といったことで確認します。

取引時確認をしておらず本人確認のみを済ませているお客様の場合、大口現金を入出金するときには本人確認済みの確認でよいですが、別口座の開設では、追加事項として個人の場合は取引目的・職業の申告を、法人の場合は事業内容・実質的支配者の有無・その者の本人特定事項等の確認が必要です。

